

法曹親和会 平成20年度

夏期合宿研修会のお知らせ

法曹親和会 会員 各位

法曹親和会会員の先生方におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、例年行っております法曹親和会夏期合宿研修会を、今年も8月23日（土）と翌24日（日）に、箱根湯本富士屋ホテルで開催いたします。

本年は、「みんなで考えよう!! 法曹人口問題」というテーマで合同討議を予定しております。本年3月25日の閣議で2010年（平成22年）頃までに司法試験合格者を年間3000名程度とするとの決定がなされました。その閣議後の法務大臣記者会見では、今回の決定は、以前定められていた「3000人を目指すという目標の前倒しはしない、目標達成後の法曹人口を更に増やすことを検討するということもしないというふうになったわけです」と、これまでの進み方を若干抑える方向の趣旨が述べられています。この閣議決定後も、法曹人口については新聞紙上等で様々な方々の意見が度々掲載されています。

今回の法曹親和会の合宿でも、弁護士制度の根幹である法曹人口問題について、各年代の先生方から幅広くご意見を頂戴したいと考え、多数の先生方にご参加いただき、実りある討議を行いたいと存じます。

合同討議以外にも、親和全期会有志の方々による「誰でもできる裁判員裁判」についての発表がございます。来年5月からいよいよ裁判員裁判が始まります。刑事弁護を扱う先生方にとって必見の内容です。二一会は「新しい信託法～その利用方法と問題点」、東京法曹会は「労働契約法」を、法曹大同会は「医療訴訟」をテーマに、それぞれ発表していただく予定です。

会員の皆様には、ご多忙とは存じますが、本年の法曹親和会夏期合宿研修会は、先生方の懇親を深めるとともに、今後の弁護士制度のあり方という大きな問題の検討と、今後の新しい諸制度についての知識を深める大変有意義な会となりますので、先生方多数のご参加を心よりお待ちしております。

なお、出欠のご回答は、準備の都合上、同封のFAX用紙にご記入の上、

7月25日（金）までに

事務次長米山健也宛（FAX番号 03-3500-1474）にお願い申し上げます。

開催要領

(1) 日 時 平成20年8月23日(土)～8月24日(日)

- ・受付開始 8月23日 正午より
- ・部屋へのチェックイン 8月23日 午後3時より
- ・部屋のチェックアウト 8月24日 午前8時30分まで

* チェックイン前、チェックアウト後は、研修会場後方に荷物置場を用意してありますので、ご利用下さい。

(2) 場 所 箱根湯本『湯本富士屋ホテル』

神奈川県足柄下郡箱根町湯本256-1

TEL 0460-85-6111

(3) 会 費

45期以前 金35,000円

46～50期 金30,000円

51～57期 金20,000円

58・59期 金10,000円

新入会員 無 料

司法修習生 金10,000円

* 2日目のみ参加の場合 金 5,000円

* 参加費には、宿泊費、宴会費、1日目の休憩時のコーヒー代、2日目の朝食費、研修費等を含みます。各部屋の冷蔵庫の利用その他個人的な飲食費等は、各自ご負担下さるようお願い致します。

* 23日に宿泊されずにお帰りになる会員についても、宿泊の場合と同額とさせていただきますので、ご了承下さい。

(4) 申込方法 同封のFAX回答書にてお申し込み下さい。

(5) 支払方法 研修当日に執行部で多額の現金を保管する危険を避けるため、是非、事前の銀行振込によるお支払いをお願い申し上げます。

〈振込先〉 みずほ銀行 銀座通支店 普通 2180812

法曹親和会 夏季合宿 会計担当 中嶋公雄

ハウソウシンワカイ カキガッシュク カイケイタントウ ナカジマキミオ

(6) キャンセル 急用にてキャンセルされる場合は必ず事務次長米山健也までご連絡(電話03-3500-1470・FAX03-3500-1474)下さいますようお願いいたします。

* キャンセルされる場合、ホテルへの支払など予算の都合上、以下のキャンセルを申し受けさせていただきますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

- ① 8月13日までにキャンセルのご連絡をされた場合には、すでに払い込まれた会費全額を払い戻します（送金手数料控除）。
 - ② 8月14日から8月18日までの間にご連絡された場合には、会費の半額をキャンセル料としていただき、残りの半額を払い戻します（送金手数料控除）。
 - ③ 8月18日までにご連絡がない時は、会費全額をキャンセル料とさせていただきます。
- * なお、これらの場合、当日までに会費をお支払いいただいていない場合には、恐縮ですが、後日、キャンセル料相当額を申し受けさせていただきますので、ご了承下さい。

(7) 交通

1 小田急ロマンスカーご利用の場合 (新宿・箱根湯本間 約90分)

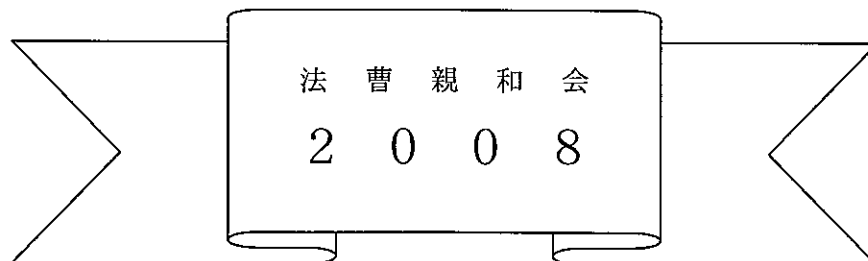
- ① 10時40分新宿発【はこね15号】 箱根湯本着12時06分
- ② 11時10分新宿発【スーパーはこね17号】 箱根湯本着12時36分

2 新幹線ご利用の場合

(東京・小田原間 約40分)

- ① 10時56分東京発【こだま549号】 小田原着11時32分
11時45分 小田原発 ~ 12時01分 箱根湯本着
- ② 11時26分東京発【こだま551号】 小田原着12時01分
12時16分 小田原発 ~ 12時31分 箱根湯本着

- * 新幹線ご利用の場合、小田原駅から箱根湯本駅までは上記のように小田急線をご利用頂くか（乗車時間15分）またはバスをご利用ください。
- * 箱根湯本駅から湯本富士屋ホテルまでは徒歩3分です。
- * 自家用車でのご来場も可能となっております。詳しい道程等ご不明な点は湯本富士屋ホテル（電話 0460-85-6111）までお問い合わせ下さい。



平成20年7月3日

法曹親和会

幹事長 水津正臣

研修委員長 松江頼篤

副幹事長 山田宣郷
(研修委員会担当)

副幹事長 松江康司

副幹事長 富田秀実

副幹事長 淵上玲子

副幹事長 若松巖

副幹事長 山中尚邦

副幹事長 石田茂

副幹事長 児玉隆晴

副幹事長 天海義彦

事務総長 戸部秀明

親和全期会代表幹事 富永忠祐



平成20年度 法曹親和会
夏期合宿研修会
— 日程とプログラム —

日 時 平成20年8月23日(土)～8月24日(日)

場 所 箱根湯本『湯本富士屋ホテル』
神奈川県足柄下郡箱根町湯本256-1
TEL 0460-85-6111
FAX 0460-85-6142

スタッフ

■執行部関係

幹事長	水津	正臣								
副幹事長	松江	康司	富田	秀実	淵上	玲子	若松	巖	山中	尚邦
	石田	茂	児玉	隆晴	天海	義彦	山田	宣郷		
事務総長	戸部	秀明								
事務次長	米山	健也	中嶋	公雄	水上	博喜	永島	賢也	重	隆憲
常任幹事	馬場	寛子	奥山	隆之	三竿	径彦	木原	大輔	道本	周作
	中西	晶子								

■親和全期会関係

代表幹事	冨永	忠祐
副代表幹事	上妻	英一郎
事務局長	中村	博明

■研修委員会関係

委員長	松江	頼篤								
副委員長	渡瀬	耕	古椎	庸文	本多	広高				
委員(名簿掲載順)										
	松尾	光二郎	石鍋	毅	廣澤	幹久				
	遠藤	賢治	谷口	好幸	澤田	稔	大西	敦		
	佐野	みゆき	田中	宏幸	池田	和郎	茜ヶ久保	重仁		
	岸本	史子	坂井	崇徳	川畑	大輔	儀間	礼嗣		

プログラム

第1日目 8月23日(土)

親和会
合同討議

午後1時5分～午後2時20分
みんなで考えよう!!法曹人口問題

司 会 坂巻國男会員
基調講演 谷 真人会員
パネラー 高中正彦会員、山田正記会員、谷真人会員、兼川真紀会員

本年3月25日の閣議で2010(平成22)年頃までに司法試験合格者を年間3000名程度とするとの決定がなされましたが、法曹人口問題の方向性について、日弁連は法曹人口WGを設置して、適正法曹人口・将来的な増員ペースについて検討し、遅くとも2009年度末までに本格的提言を行うこととしています。

親和会会員としてまた1人の弁護士として、どのように考えて対処していくべきかが迫られる法曹人口問題について、法曹ニーズの喚起、法曹養成のあり方、法曹の質の確保などのさまざまな視点から、甲論乙駁の徹底的な討論をしていきます。

研究発表

午後2時30分～午後5時
『誰でもできる裁判員裁判』

～平成21年(来年)8月某日、あなたの事務所に裁判員裁判になる事件の弁護の依頼がきたら、あなたはできないと言って弁護の依頼を断ってしまいますか?～
親和全期会 有志

施行日(平成21年5月21日)まで9か月を切った裁判員裁判。平成21年(来年)の7月には全国各地で第1回の裁判員裁判が始まると言われています。日弁連や東京弁護士会などで様々な研修が行われており、受講された方も少なからずおいでのことでしょう。その一方では、「プレゼンテーション用のソフトウェアなんか使ったことがない」とか、「海外の陪審裁判を題材にした映画やドラマの登場人物のように振る舞わなければならないの」などと、ただでさえ敬遠されがちな刑事事件を、ますます遠ざける要因となり、地方のある弁護士会においては裁判員裁判実施の延期を決議していることも事実です。

当日は、裁判員裁判をより身近なものに感じていただくために、刑事事件の多数を占めております情状弁護事件を題材に、受任の段階から公判前整理手続を経て裁判員選定手続そして公判審理と続く手続の流れを分かりやすく実演するとともに、必ず注意しなければならないポイントをご説明いたします。

ベテラン・若手を問わず、裁判員裁判への抵抗感を払拭する一助となることを目指しますので、どうぞご期待ください。

第2日目 8月24日(日)

研究発表

午前8時30分～午前9時50分
新しい信託法～その利用法と落とし穴

二一会

二一会研究部(木村英明会員、鈴木貴夫会員、関政幸会員、福嶋正洋会員、
元木崇司会員、森田芳玄会員)

大正11年に制定された信託法が平成18年に改正され、平成19年9月30日から施行されました。

改正法の特徴の一つとして、新たな類型の信託制度が設けられ、信託の利用形態が多様化したことがあげられます。

弁護士としても、例えば財産管理の面で信託を利用する方法を提案するなど、信託を利用して問題を効果的に解決することが必要になると思われます。

そこで私たちは、信託法の基礎を解説した後、福祉型信託、事業信託、自己信託を紹介することにしました。

福祉型信託は、高齢者・障害者の財産管理や生活の安定に資するものとして利用価値がありますし、事業信託は、事業の効率化や資金調達のために利用されることが増えると思われます。

一方自己信託は、委託者が受託者を兼ねる信託で、従来の信託のイメージを覆すものですが、そこには常に濫用の危険が潜んでいます。

弁護士として、信託について適切なアドバイスができるよう知っておくべきことを中心に発表します。

研究発表

午前10時～午前11時20分
『労働契約法』～その意義と実践的活用法～

東京法曹会

岸本史子会員、中村新会員、軽部龍太郎会員、吉岡剛会員

平成19年11月28日、労働契約法が成立し、平成20年3月1日から施行されています。同法は、「従前の判例法理を引きもしないし足しもしない」とされていますが、新たな規定も多く、実務に与える影響も大きいと考えられます。

今回の発表は、同法について、総論、労働契約と就業規則との関係、懲戒処分の有効性・有期雇用の雇い止め要件等の問題について、実践的にどのように活用できるのかを検討します。そのうえで、いくつかの主要な論点を含むモデルケースについて、各発表者により、労側・使側から具体的にどのように対処すべきかについてパネルディスカッションを行います。

労使紛争が集団紛争から個別紛争へと変貌し、これに対応して労働審判制度が整備され、労働事件数が増加している今日、是非、本発表を業務に生かしていただければと思います。

研究発表

午前 11 時 30 分～午後 12 時 50 分

『医療訴訟 イロハのイとハ』

法曹大同会

柴田崇会員

医療訴訟は、専門訴訟の一つと認識されており、難しい訴訟であると思われています。

実際に、大変な労力が必要な事件であることには間違いありませんし、一般の訴訟とは異なる手続きも存在します。医療事件の講義も数多く開催され、その冒頭において大変な訴訟であること、難しい訴訟であることが繰り返し説明されています。では、医療訴訟は、経験の無い弁護士が立ち入ってはいけないような訴訟なのでしょうか。医療訴訟の経験の多寡が訴訟の帰趨を決するような訴訟なのでしょうか。

今回の発表は医療訴訟の敷居を今よりも低くすることを目的として、医療訴訟を基本に立ち返って検討してみました。医療訴訟を勉強してみようかな、今度相談を受けたら自分で担当してみようかなという気持ちになるような発表を目指します。

日 程 表

8月23日(土)	8月24日(日)
<p>12:00～ 受付(場所は新館入口付近に表示)</p>	<p>7:00～ (新館「箱根」) 朝食(和洋バイキング)</p>
<p>13:00～ 開会式(新館「箱根」)</p>	<p>8:30～ (新館「箱根」)</p>
<p>13:05～ 親和会合同討議 (みんなで考えよう!! 法曹人口問題)</p>	<p>研究発表 『新しい信託法 ～その利用法と落とし穴』 (二一会)</p>
<p>14:20～ 休憩(コーヒータイム)</p>	<p>9:50～ 休憩</p>
<p>14:30～ 研究発表 『誰でもできる裁判員裁判』 (親和全期会)</p>	<p>10:00～ 研究発表 『労働契約法』 ～その意義と実践的活用法～ (東京法曹会)</p>
<p>17:15～ (新館「写真室」) 記念写真撮影</p>	<p>11:20～ 休憩</p>
<p>17:30～ 自由行動</p>	<p>11:30～ 研究発表 『医療訴訟 イロハのイとハ』 (法曹大同会)</p>
<p>18:30～ (本館2階「赤富士」西) 大懇親会</p>	<p>12:50～ 閉会式 解散</p>
<p>20:30～ (本館2階「赤富士」東) 二次会</p>	

法曹親和会 夏期合宿研修会 FAX回答書

(回答先：事務次長米山健也宛 FAX番号 03-3500-1474)

該当個所に○をつけ、ご署名の上、至急、FAXしていただけますようお願いいたします。

a ご出席

b ご欠席

* ご出席の場合

1 参加予定日

- a 1日目、2日目両方に参加する(宿泊する)
- b 1日目のみ参加する(宴会後、宿泊せず帰る)
- c 2日目のみ参加する
- d その他(具体的にご記入ください。)

2 同伴司法修習生名(同伴される場合のみご記入ください。)

() 司法修習生

3 支払会費額

- a 金35,000円(45期以前の方)
- b 金30,000円(46~50期の方)
- c 金20,000円(51~57期の方)
- d 金10,000円(58期・59期、司法修習生の方)
- e 金5,000円(2日目のみ参加の方)
- f 無料(新入会員の方)

平成20年7月 日

ご芳名

(法曹大同会 二一会 東京法曹会 期)

(回答先) 事務次長 米山健也宛 FAX番号 03-3500-1474
ご不明な点は、同じく事務次長 米山健也 までお問い合わせ下さい。お問い合わせ電話番号 03-3500-1470